

市第68号議案

横浜市中心と畜場条例の一部改正

横浜市中心と畜場条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市中心条例（番号）

横浜市中心と畜場条例の一部を改正する条例

横浜市中心と畜場条例（昭和34年 8 月横浜市中心条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「の各号」を削り、「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市中心と畜場の使用料について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市中心と畜場条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市中心と畜場条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（使用料）

第 5 条 と室並びにと畜場の建物その他の設備（以下「と畜場施設」という。）の使用料の額は、次の各号に規定する額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額の範囲内において、規則で定めるところによる。

（第 1 号及び第 2 号省略）